

養子縁組届の記入例

例 筆頭者のみが養子となる場合（その配偶者は縁組しない）

婚姻の際、自己の氏を称する婚姻をした方（筆頭者）が養子となった場合は、縁組により養親の氏を称することになります。
* 記載例なら 湖東英雄 → 東近江英雄

その配偶者は婚姻の際、相手の氏を称する旨定めているので、養子となった方が養親の氏に変更した以上、婚姻の際の合意に従い配偶者の氏も変更することになります。
* 記載例なら 湖東成江 → 東近江成江

養子縁組届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

滋賀県東近江市 殿

養子になる方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子になる方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養子になる人		養親になる人	
(よみかた) 氏名 養子 氏名 湖東 英雄	(よみかた) 氏名 養女 氏名 年 月 日	(よみかた) 氏名 養父 氏名 東近江 一太郎	(よみかた) 氏名 養母 氏名 東近江 弥生
生年月日 平成2年7月14日	年 月 日	生年月日 昭和35年12月13日	生年月日 昭和40年11月8日
住所 滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号	住所 滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号	住所 滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号	住所 滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号
(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名 東近江 一太郎	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名 東近江 一太郎	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名 東近江 一太郎	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名 東近江 一太郎
本籍 滋賀県東近江市池庄町505番地	本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地	本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地	本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地
(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 湖東 英雄	(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 東近江 一太郎	(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 東近江 一太郎	(外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 東近江 一太郎
父母の氏名 父 湖東 庄一 続き柄 父 続き柄 母 愛子 二男 母 女	父母の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 続き柄 母 女	父母の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 続き柄 母 女	父母の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 続き柄 母 女
入籍する戸籍 <input type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る <input checked="" type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	入籍する戸籍 <input type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る <input checked="" type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	入籍する戸籍 <input type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る <input checked="" type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	入籍する戸籍 <input type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る <input checked="" type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない
また新しい本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地	また新しい本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地	また新しい本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地	また新しい本籍 滋賀県東近江市八日市緑町10番地
監護をすべき者の有無 <input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 上記の者はいない	監護をすべき者の有無 <input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 上記の者はいない	監護をすべき者の有無 <input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 上記の者はいない	監護をすべき者の有無 <input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 上記の者はいない
届出人 湖東 英雄 印	届出人 湖東 英雄 印	届出人 東近江 一太郎 印	届出人 東近江 弥生 印

養子となる人の縁組前（現在）の本籍・筆頭者氏名を記入します。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が変わるときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

養子となる人の縁組後におく本籍を記入します。

養子を筆頭者として養親の氏で新戸籍がつけられ、それにもない養子の配偶者はその新戸籍に入籍します。

この養子縁組に同意する。養子の妻 湖東 成江
湖東成江は養子である夫 英雄の新戸籍に入籍する。
成江の住所は夫と同じである。

配偶者のいる方が養子となる場合、夫婦の一方が単独で縁組できますが、配偶者の同意が必要です。別の用紙が「その他」欄に同意する旨を記入し、署名します。

養子となる夫婦に子がいるケース
養子となる夫婦が氏を改めたことにより、その子と父母の氏が違う場合、子は父母が婚姻中に限り、「父母の氏を称する入籍届」により、家庭裁判所の許可を得ないで父母の氏を称する事ができます。

持参していただくもの

- ① 養子縁組届書(1通)
- ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
* 本人確認のため
- ③ マイナンバーカード
表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅・勤務先 []・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

証人として、当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など) 押印は任意です。

届出人 湖東 英雄 印	届出人 東近江 一太郎 印	届出人 東近江 弥生 印
資格 親権者(□父 □養父) □未成年後見人 □特別代理人	資格 親権者(□母 □養母) □未成年後見人	資格 親権者(□母 □養母) □未成年後見人
住所 番地 番 号	住所 番地 番 号	住所 番地 番 号
住所 番地 番 号	住所 番地 番 号	住所 番地 番 号
住所 番地 番 号	住所 番地 番 号	住所 番地 番 号
住所 番地 番 号	住所 番地 番 号	住所 番地 番 号

証人	証人
署名 滋賀 健一 印	署名 滋賀 びわ子 印
生年月日 昭和34年3月13日	生年月日 昭和36年11月11日
住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号	住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号
住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号	住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号
住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号	住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 号